

★ 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（畜産課）

一 改正の要旨

知事が家畜伝染病のまん延の予防のため家畜等の県内での移動を制限する場合に、移動を制限する期間、家畜等の種類及び区域を公示して行う旨を明確化した。

二 施行期日

平成二十二年六月十五日